

## 裁判員経験者意見交換会議事録

### 1 日時

平成24年4月18日(水)午後3時から同5時20分まで

### 2 場所

宇都宮地方裁判所裁判員待機室

### 3 参加者

司会者 綿 引 万里子(宇都宮地方裁判所長)

裁判官 井 上 豊(宇都宮地方裁判所刑事部部総括判事)

検察官 大 山 輝 幸(宇都宮地方検察庁検事)

弁護士 菊 田 毅(栃木県弁護士会所属)

#### 裁判員経験者

1番 女性(平成23年6月に傷害致死等被告事件に關与)

2番 女性(平成23年7月に強制わいせつ致傷等被告事件に關与)

3番 女性(平成23年8月に殺人未遂被告事件に關与)

4番 男性(平成23年12月に殺人等被告事件に關与)

5番 女性(平成23年12月に通貨偽造等被告事件に關与)

6番 男性(平成24年2月に強盗致傷等被告事件に關与)

7番 女性(平成24年2月に強盗致傷等被告事件に關与)

### 4 議事要旨

(参加者の自己紹介)

#### 司会者

それではこれから、裁判員経験者と法曹三者の意見交換会を開始したいと思います。ですが、まず初めに、参加者のうち法曹三者から自己紹介をお願いします。

それでは、井上判事から、よろしくをお願いします。

#### 裁判官

宇都宮地裁で裁判長を務めております井上と申します。ここにおられる7名の

裁判員経験者のうち5名の方とは御一緒に事件を担当したと思います。宇都宮に来て2年目になりますが、これまでも非常に活発な御意見を頂き、幸いなことにいい判決をしてきたなと思っています。これもひとえに裁判員の方々が貴重な御意見を言ってくださったということに尽きるわけでございます。今日は、その貴重な経験等をもとに、より分かりやすい裁判についてご指摘いただければ、今後続く裁判員の方のためにも我々のためにも役立つと思いますので、是非、忌憚のない御意見を頂きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

#### 検察官

宇都宮地方検察庁の検事の大山でございます。私も、このうちの5名の方が参加された裁判員裁判について、検察官として担当させていただいた者でございます。私も昨年の4月から宇都宮地検におりますので、宇都宮での検察官としては2年目となります。裁判員裁判を行っていく上で、私たちがまず立証していくわけですが、その立証をどうすればより分かりやすく、理解しやすく、かつ、短時間で適切な立証ができるのかということを経験の課題として、そういう意味で今日皆様から頂いた意見を検察庁に持ち帰って、今後の立証の在り方ということを考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

#### 弁護士

栃木県弁護士会所属の弁護士、菊田と申します。刑事弁護委員会に所属しておりますが、それがきっかけで本日参加することになりました。私自身は、裁判員裁判は一昨年に一度担当しただけの経験です。弁護士会の中には、まだ裁判員裁判を経験していない弁護士もいるような状況です。そんな中で、我々としては、どうすれば弁護人として適切な職務を全うできるかをいろいろな研修を通して研鑽を行っている状況であります。今日は、貴重なお時間を頂きましたので、皆様の御意見を頂きまして、それを弁護士会に持ち帰り、弁護士会として今後どのような活動ができるのか考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

## 司会者

御参加いただきました裁判員経験者の方については、担当されました事件について私から簡単に御紹介させていただきます。

1 番の方は、複数の少年による傷害致死等の事件で昨年6月に5日間の日程で裁判員を経験していただきました。

2 番の方は、高齢の女性に対する強制わいせつ事件で昨年7月に3日間の日程で裁判員を経験していただきました。

3 番の方は、有料老人ホームにおける殺人未遂事件で昨年8月に3日間の日程で裁判員を経験していただきました。

4 番の方には、友人の殺人等の事件で昨年12月に4日間の日程で裁判員を経験していただきました。

5 番の方は、内縁の夫婦による偽札作りとその行使、それから覚せい剤の使用の事件で昨年12月に4日間の日程で裁判員を経験していただきました。

6 番の方は、小山の資産家に対する強盗致傷事件で、共犯の一人に対する裁判について今年2月に4日間の日程で裁判員を経験していただきました。

7 番の方も同じ強盗致傷事件の別の被告人に対する裁判で今年2月に4日間の日程で裁判員を経験していただきました。

いずれもこのように重大な事件についてかなりの時間を公判に立ち会っていただいたわけで、これからその貴重な体験や御意見をお聞かせいただければと思います。

この意見交換会につきましては、昨年第1回を開催しまして、そこで裁判員経験者の皆様から頂いた率直な御意見、御感想が今後の裁判員裁判の改善に繋がる大きな材料になるということで、裁判所としては、これから定期的に意見交換会を続けていきたいと考えております。特に、今回の意見交換会では、公判の審理についてどういうところが分かりにくかったとか、どういうふうにやってくれたら分かりやすかったとか、公判の審理についての御意見をまず一つのポイント

として伺っていきたいと思います。二つ目は、守秘義務が皆様にどのようなご負担になっているのかそれとも負担にはなっていないのか、その辺の御意見を中心に伺っていきたいと思っています。

今日は、裁判官，検察官，弁護士と揃っていますので、あのときはどうだったのでしょうかという質問をしていただいても結構ですし、反対に裁判官，検察官，弁護士から頂いた御意見について、質問をさせていただくこともあるかと思えます。本当に、構えずにどうか率直にお話しいただければと思います。最後に、傍聴している記者の方からの質問タイムも設けようかと思っていますので、その点も皆さんにはよろしくお願ひしたいと思っています。いずれにしましても、今日の意見交換会が成功するかどうかは、皆様にいっぱいしゃべっていただけるかどうかにかかっていますので、どうぞ積極的にご発言いただければと思っています。どうぞよろしくお願ひいたします。

(裁判員を経験しての感想)

司会者

それでは、まずお一人お一人から、裁判員を経験して感じたことを一言ずつお聞かせいただいで、それを皮切りに意見交換を進めて行きたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

では、まず1番の方からお願ひいたします。

1番

まず驚いたことは、選任手続のあと、その日のうちに公判手続ということで、自分の心構えもないままに事件の内容を聞かせてもらって法廷に出たわけですが、法廷に出てみると真剣に事件の内容を聞いている自分がいました。5日間の日程を終えて全員で判決を出しましたが、そこで主婦だった私が感じたことは、裁判員としての達成感と良い経験ができたということです。

2番

1番さんは、初日の感想を述べられたので、私は、最終日の感想を述べたいと思います。最終日に裁判長が一人一人に感想を聞いたときに、私の隣にいた裁判員の方が自分が本当に人を裁いていいのかということを感じながら裁判員裁判に参加したということをおっしゃっていましたが、私は、そのときまで3日間という短い期間で人を裁くということが頭になくて、その人が生きてきた今までのこととかを冒頭陳述で述べられたことに付いて行くのがやっとでした。それで、思ったのは、一市民としていろんな意見を審理の中で述べることができたということが一番良かったと思い、これからは一市民としての意見をその場でどんどん言えるようにしていただくことが裁判員裁判として一番良いのではないかとということを感じました。

### 3番

一言で言うと良い経験だったと思います。被告人が罪を認めていたし、被告人も凶暴な感じではなかったので安心して参加できたので良かったと思いましたが、これが裁判によっては、終わったあとも不安が残るようなこともあるんだと思いますが私は良かったと思います。2番の方が言ったように人を裁くということではなく、みんなで事件を掘り下げて考えていたということで、構えていたということはありません。

### 4番

素人の私が、何の知識も持たないで、人の罪を裁くということに参加することが可能なのか当初疑問を持っていました。候補となってから送られてきた小冊子を読んで裁判の流れは理解できましたが、裁判の当日、自分に罪の重さを計ることができるのか心配しながら来ましたが、会場に着いてみると大勢の人が集まっていたので、これならば自分が選任されることはないだろうと安心していました。

ところが、裁判員が選ばれるときに最初に自分の番号が読み上げられたので一瞬、えっと思いました。まさかと思う反面、よしチャレンジしてやろうとも思いました。

裁判が始まり評議の中で量刑の判定があって、過去の判例の説明もありましたが、そういうものを考慮しない感情論もあったと思いますが、そういう中で非常に重い刑を主張した裁判員の方もいましたし、そういうのも判例にとらわれない意見として裁判員の幅広い意見であり重要なんだろうなと思いました。また、そういう文句も必要なんだろうなと思いました。

評決の中で裁判官が裁判員の意見に近づいて来てくれたということもあって、それを見て裁判員裁判に参加した意義を感じることができました。それから判決が言い渡されて、無事4日間の日程が終了したとき、終わったという開放感と充実感が心の中に残りました。

司会者

今4番の方が言われた、その当たらないだろうなと思いつつも、当たった時のことについて、他の方の感想も伺いたいのですが、しまったと思った方とやったと思った方がおられるように思いますが、当たっちゃったという感じを受けた方はおられますか。

5番, 3番, 4番

とりあえず皆さんご経験されてると思いますが、まさかと思うのが一番かと思っています。

6番

私は、せっかくのチャンスなので絶対当たってやろうと思っていました。当たったときにはこれで経験できると思いました。

司会者

では、いやだなあと思った方はおられましたか。

(特になし)

では、5番の方どうぞ。

5番

まず、予想外に自分が選ばれたことによる衝撃から立ち直って、実際に裁判が

始まってからは、普段使っていない脳みそを使ってただ疲れたという印象が残りました。ある意味高揚感があって、家に帰ってからもいろんなことを考えたりして眠れなかったりすることもありました。異質な非日常的な体験をしたんだなとは思いました。今まで、裁判長は私から見れば雲の上の人で、テレビで見るイメージや法服には威圧感がありましたが、実際にお話をすると普通のおじさんだなという、すごく身近に感じ、実際にその場にはいないと分からないこともあるんだと思いますし、今後たくさんの方が裁判員を経験することによって、徐々にイメージが柔らかくなってくればいいなと思いました。

検察官についても、怖いイメージがありましたが、実際にお顔をみるとイメージとは違うところも見られたかなとも思いました。

#### 6 番

心情としては、いきなり午後から裁判が入ってるのかと思いました。評議に入ってから、裁判長の話が裁判員を和ませてくれたし、よく説明してもらったことによって冒頭陳述のことも理解できるようになったし、事件に対して法を知らない者が、自信をもって評議の中で発言できるようになったかなと思いました。人を裁くということは初めての経験ですから、緊張をし、疲労もありましたが、正しく裁けたんじゃないかという思いが現在もあります。

#### 7 番

私は、地域団体の中で裁判傍聴を何回かしたことがあるので、だいたいの雰囲気はこんなものかなと思ってきましたが、傍聴席と裁判員の席は全く反対にあって、傍聴席だと被告人の後ろ姿しか見えませんが、裁判員のときは真正面から被告人と向き合いました。普通と違うので来る前からすごく緊張してましたが、被告人と顔を合わせたらまた緊張して、その前に選任がありまして、そのときに宣誓があったと思いますが、何を宣誓したのか口を動かしたのかさえ覚えていないくらいすごく緊張しました。あのとき50人くらい集まった中で、年齢的なこともあるので、まさか私が選ばれるとは思いませんでした。

傍聴席にいるときは、被告人が法廷に入るときにちょっと顔が見えた程度で服装がとても気になってました。そういうところしか見てませんでした。私が裁判員のおきに見た被告人は、服装はきちんとしてましたし、髪などもきちんとしてましたし、聞き方も上手で、裁判員が質問するとその質問した裁判員にぱっと顔を向けて、また被告人が自分で話すときもきちんとして話す相手を見ていました。こんなきちんとした被告人を私が裁くなんてと複雑な気持ちになりました。

審理日程が進んでいく中で、審理のやり方はすばらしいなと思いましたが、家に帰ってご飯を食べていてもテレビを見ていても常に頭の中はそのことでいっぱいでした。裁判が終わって家に帰ったときには、玄関を入ったとたんに、終わったという思いと満足感がこみ上げてきました。

司会者

いま伺っていると、審理の途中頭から離れないということですが、判決が終わった後でもずっと頭に引っかかっているという方はおられますか、審理が終わってしまえばほっとしてそのようなことはなくなるのでしょうか。

7番

多少は気になっていましたが、審理中に整理してちゃんとやったからと自分に言い聞かせていましたが、ちょっと思い出すこともありました。

司会者

頭の中がいっぱいという状態ではなくなったということですか。

7番

公判が終わって家に帰って玄関を開けた途端にほっとしました。

司会者

その辺の感覚は、皆さんだいたい同じということになるのでしょうか。

次に、今伺った意見の中で一つ伺いたいのは、選任手続からすぐに審理に入るところが皆さんハードルが高かったようですが、選任手続の後一呼吸置いて、翌日から始めましようと言われたほうが良かったという方はとれくらいおられますか

ね。

1 番

そのまま勢いに乗って行ったほうがいいような気もしますが，選ばれた後，3階に行ってそこでいろいろ説明を受けているときに，だんだん自分は選ばれたんだから一生懸命やろうという気になってきました。

2 番

私もいきなり裁判になるとは思わなかったので，冒頭陳述とかを聞いている間の，聞き慣れない言葉や言い回しがたくさん出てきて，それに付いて行くのがやっとの感じでしたね。ただ，一呼吸置いたほうがいいのかどうかというのは疑問符ですね。

3 番

一呼吸置いて次の日になると日数も多くなってしまおうし，気持ちの整理といっても，何の準備もできるわけではないので，そのままの勢いで行ったほうがいいのかなと思います。

4 番

たぶん，次の日だったら出てくるのが嫌になってしまう気になると思うので，そのままの勢いで行ったほうがすんなり入っていけるのかなと思います。

5 番

他の裁判員の方に聞くと，裁判員に選ばれるかどうか分からないのに，みなさん3日なり4日なりの休みを事前にとって，選任日の1日だけ休んで次の日から仕事に行ったら，会社の人に，えっとか言われたとか聞いてますので，私が思いますのにそういう事情をお持ちの方はたくさんいるのではないかと思います。私の場合も，4日間仕事ができないという前提で裁判所に来ましたので，せっかく休んだのに選ばれなかったとがっかりされた方もいたのかと思うので，だったら，次の日から審理を始めますと言ってもらえると，まあ，会社によっても違いはあるでしょうけど，会社としても違った対応ができたりするのかないかと思いまし

た。

6 番

今は、継続してやってもらって良かったと思っています。仕事をお持ちの方だとその辺は難しいのかなと思います。私は、定年になってますが、もし仕事をしているときならば厳しいところはあるかなと感じました。

7 番

私が担当した季節は、最低気温を記録したような時期でしたので、自宅から裁判所に来るのに2時間かかるので、朝早く出るので湯たんぽをして出てくるような状態でした。そして、自分は裁判については白紙の状態でしたので、裁判所の言うことはよく聞くつもりで来ましたし、実際そうしたので、最後の新聞記者の会見と一緒に出てた人は分かりやすかったと言っていましたし、私もそう思いました。

司会者

5 番の方が言われたような問題もあるなと感じてますし、3 番の方が言われたように選任だけで終わらせてしまったために拘束時間が伸びてもいけないなというのがありますし、その辺を、今後どうしていこうかなと裁判所としても試行錯誤しなければいけないと思いました。大変良い御意見を聞かせていただきありがとうございます。

( 公判審理について )

司会者

それでは次に、公判審理について順を追って御意見を聞かせていただきたいと思います。裁判員裁判については、公判廷で証拠調べをする中で心証を形成していただいたので、見て聞いて分かる審理を目指そうということで、検察官も弁護人もがんばってやっているところですが、実際にそういう審理が実現できているのかというところを、今日皆様の御意見を聞きながら検証していきたいと考

えています。

まず最初に冒頭陳述について伺います。まず検察官が起訴状を朗読して、それから被告人と弁護人の意見陳述、この事実を認めるか認めないかについて意見を述べた後、検察官、弁護人がこれから証拠によって立証しようというのは次のような事実ですと言って、冒頭陳述をしたと思うんですが、その冒頭陳述が、分かりやすかったのか、それともこういうところをこうしてくれればもっと良かったのになとか、短すぎたとか、詳しすぎたとかその辺の皆さんの率直な感想を伺いたいと思います。

7番

専門用語というのがありますよね、それで悩んでましたが、そういうこともなく私は十分理解できたと思います。

6番

ちょっと分かりづらかったところがあります。ただ聞いているだけになるので、聞き慣れない言葉も出てくるので、冒頭陳述も文書として見られるものがあるほうがいいのかと思いました。ただ聞いているだけだといくつか残らなかったもので、あとで資料を見せてもらってやってるうちにだんだん分かってきましたが、最初、聞いていたときはよく分かりませんでした。

5番

プリントをいただきませんでしたか。

検察官

おそらく、図表みたいなものを一枚お渡しして、それと私がしゃべっている形だと思うんですが、しゃべっている原稿がほしいということなんではないでしょうかね。

裁判官

さすがに原稿自体は配ってないはずですね。

6番

そういうのがあると理解しやすいのかなと思いました。図表を見ただけではち

よっと分かりにくかったです。評議に入ってから意味が分かってきましたが、冒頭陳述のときは、その意味が分かりにくかったと思いました。

5 番

私のときは、強調したいところや訴えたいところがカラーで分けられていて、それを追いかけていくだけで、検察側の訴えているところは受け止められたかと思います。その後、証拠品や現場写真が次から次へと出てきましたが、特別分かりづらいところもなく、女性の検察官のお話しが声の張りも良くて聞きやすかったです。検察庁という団体で対応されているということがひしひしと伝わって来まして、裁判員裁判を組織としてこうやって対応していこうということが考えられているのではないかと思うような文章の内容でした。

司会者

5 番さんの関与された事件は、たしか通貨偽造関係のものでしたよね。

5 番

はい、私も分かりづらいただろうなと覚悟してましたが、資料もしっかりしていてスムーズに行ったんじゃないかと思いました。

裁判官

評議のときに裁判員がされる質問などには、端々になるほどなと思える部分があり、かなり理解されているなと思いました。

4 番

まず、公判の4日間ときには裁判官から、次は何かということのを予め説明されて手続が進んだので分かったつもりだったのですが、最後の質問のところに来て、冒頭陳述、供述調書、検察官の論告、弁護人の弁論、いったい何を言ったのかなと理解できず、小冊子を見て頭に帰ってくるまでに時間がかかりました。当日は、結構説明があったのですんなり入っていけましたが、あとで考えるとそういうわけでした。私が担当した事件は、被告人が犯行を認めていたので、検察官、弁護人の冒頭陳述は分かりやすかったというのがあります。

例えば被告人のプライベートに関する関係者あるいは共犯者，そういう方の関係について，犯行の計画から殺害までの過程を時間軸に図に沿って示した資料を頂いたので，いつ誰と計画して，実行して，死体を遺棄してという流れが見えたので，今考えても大変分かりやすかったと思います。

司会者

時系列でこれから立証しようとしていく事実がきちっと整理されていたのが分かりやすかったということですかね。

3番

冒頭陳述というのは，一番最初にあるやつですよ。緊張していてどれが冒頭陳述なのかは覚えていないのですが，全体的にまとまっていて分かりやすかったと思います。

2番

私が担当した強制わいせつ事件で，もって強いてなんとかという言い回しがありました。それがちょっと違和感があったのですが，聞いていくうちにこういうときはこういう言い回しをするんだということが分かりましたので，最初の違和感は，審理が進んでいくうちになくなりました。裁判員裁判については，検察の方の資料作りのほうが，弁護人の資料よりもすごく分かりやすかったです。以前から，裁判員裁判の資料作りについては一般の方に分かりやすく作ってくださっているということを聞いてましたので，それは全然心配していませんでした。でも，いま考えると検察の方の資料のほうが，一般の人にも分かりやすいように工夫がされていて分かりやすかったと思います。

検察官

検察は庁として，今までのたくさんの裁判員裁判の経験を共有しているというところがありますから，そういう意味では，工夫の度合いが一步進んでいるというのはあると思います。

弁護人

冒頭にも申し上げましたように、私は、裁判員裁判の経験は1件だけですし、他の弁護士さんもだいたい同じような感じだと思います。

5番

申しわけないんですが、どうしても検察官と弁護人を比べてしまうんです。弁護メモみたいなものを出されて、これからこういうことをしゃべりますよということが書かれていて、それ以上のことが書いてなくて、一つ一つつぶしていくことが書いてなくて、また、結論みたいなものもなく、ほんとにメモ程度みたいなものしかなかったので、その辺のところはみなさんそう思っていたんじゃないでしょうか。あまりにも、簡易というか手が加わっていないというか、それで被告人の力に本当になれているのか心配になってしまうことがあります。弁護人は個人でやっているし、裁判員裁判の経験のあまりない方が多いし、これからも初めてだという方がどんどん出てくるという状況からすると、ある程度ネットワークみたいなものが必要なんじゃないか、でないと被告人を護る側に立つのが弱くなってしまわないかと心配しています。

1番

私は、少年の傷害致死事件を担当しましたが、いかんせん関係者が多かったので、Aは誰だっけ、Bは誰だっけという感じでとても分かりづらくて、図形の形で書いてあれば分かりやすかったとは思いました。冒頭陳述でAとかBとか言われて頭の中では分かりづらかったです。

司会者

時間の関係もあるので、次に供述調書について皆様の感想を伺いたいと思います。かなり長い時間供述調書の朗読がされたと思いますが、特に1番の方は、二日目の終わりまで朗読が続いたと思いますが、その辺はいかがでしたでしょうか。

1番

精神的にも疲れました。さらに内容を把握するだけで頭が一杯でしたので、疲労困ぱいという感じでした。

司会者

朗読で頭に入ってきましたでしょうか、それとも、連続してちょっと疲れたところでしょうか。

1 番

二日間、休憩を取りながら、またという感じだったので正直疲れしました。

検察官

1 番さんの事件は、非常に登場人物も多くて、そこで話される内容も特別に多かった事件でしたね。三日目くらいには、内容も把握できてこんな状態だったのかなと思いましたが、最初はとんでもなかったですね。

司会者

この事件では、共犯者が同じことを言っているのを繰り返し繰り返し朗読されたようですが、その点はいかがでしたか。

1 番

被告人が言ったのか、他の共犯者が言っていたのか朗読だけだと誰が言っていたのかなという感じになりますね。

司会者

そうすると、Aと同じことを共犯者のBもCも言ってることが頭に入りにくかったということですかね。

1 番

なんで同じことを繰り返すのかなという感じになりますよね。

検察官

たとえばここで、BもCもほぼ同じ話をしていいますと言えば足りたということでしょうかね。

1 番

内容的には分かりますが、BもCも同じことを言ってますというそれだけではちょっとあれなんでしょうけどね。

検察官

かいつまんで言うとか，具体的なやり方はいろいろあると思うんですがね。

司会者

7番さんの事件では，共犯者の供述調書の朗読のときに同じことを言っているときには，若干かいつまんで朗読されたと聞いているんですが，かいつままれていたので分かりにくかったということはなかったですか。

7番

最初単独でやってたのが，あとで情報提供者だの何人が間に入ってきて，ちょっとプラスしたので，その筋道を自分で作るのに一所懸命聞いてたんですが，終わってからちょっと長かったかなと思いました。

司会者

要点をしばって朗読されたようですが，そのために分かりにくいということはなかったですか。

7番

よく理解できました。

司会者

調書の朗読については，少し違う工夫をされたところのようなので，1番さんと7番さんの御意見を伺いたいと思っていました。

7番

いろいろ聞くことは，好きなので重圧ではなかったです。

司会者

他の方もだいたい同じように，2時間から3時間朗読を聞かれているわけですが，調書の朗読について御意見があればおっしゃってください。

3番

同じ事件でいろいろな供述調書が読まれていくとだんだん事件が立体的になっていくなと思ったので，それに感動したというところがあります。

7 番

検察官が二人で交代で朗読していたので飽きずに真剣に聞いていましたが，ちょっと一人の方の声が小さかったかなと思います。

司会者

本当に，皆さん供述調書の朗読を真剣に聞いていただいているということが分かりました。裁判長は，眠くなったりしませんでしたか。

裁判官

私は，後で裁判員の皆様から質問されたときには，全て答えきるというのがポリシーですから，そんな余裕はありません。

思いますに，刑事裁判で何が難しいかということ，心理学者の言葉を借りれば，やはり複数の行為主体が時系列に沿って，関係者や無関係者が行動するというのを普通の人理解しきることのようです。それについて，冒頭陳述などを参考にしながらご理解いただいたんだということがよく分かりました。ただ，時間が長すぎるという御意見もございまして，それについては，もっと直接話を聞いたほうが良かったと思われた方もいらっしゃるでしょうかね。

司会者

直接話を聞いたかったと思われた方はいらっしゃいましたでしょうか。

5 番

被告人が逮捕された後から調書が作成されていると思いますが，そこから私たちが参加する裁判までには時間の経過があるんでしょうね。その後，証人尋問とか被告人質問とかありますが，その中で，供述調書と違うぞというところがあったりとかはしませんか。私の場合は，内縁の妻との生活をしていたところの二人のやりとりが違うような気がしたんですが，これは，時間の経過とともに変化があったのかなとも思いました。裁判の場合には，被告人や証人の話を聞きながら照らし合わせる必要があると思いました。それだけをピックアップするんじゃなくて，冒頭陳述も含めて立体的に考えられたらいいなと思いました。

司会者

5番さんの担当された事件は、多少、経緯について二人の意見が食い違って、最後は、法廷で二人を並べて質問して一致点が見い出せたというふうに裁判長から聞いていますが、その辺は、良かったなという感じですか。

5番

一緒にやったことによって意見を聞いたことは、利点があったと思います。

検察官

5番さんのイメージとしては、二人の被告人からそれぞれ直接話が聞けたし、それぞれが捜査のときにこういうことを言っていたということも読み上げられたし、それぞれ比較して立体的に見えてきたというイメージですか。

5番

そうですね、単体だと中々頭に入ってこなかったし、供述調書と法廷での証言との差を埋めることができなかったとも思います。それができたので一緒にやって良かったと思います。

司会者

6番さんと7番さんの担当した事件では、共犯者を別々に審理した事案でしたが、6番さんの事件では、分配金に争いがあり共犯者を証人として調べたようですが、その辺はいかがでしたか。

6番

供述調書については、女性検事の声が小さかったということもあって分かりにくかったです。しかし、それを除けば、供述調書はある程度理解ができたと思います。

検察官

供述調書の内容自体ではなく、ちょっと読み方に問題があったという趣旨でしょうか。

6番

ええ。

司会者

共犯者を証人として聞いたと思いますが、それについてどのような感想を持たれましたか。

6 番

共犯者が証人で来ると、どちらが主犯かをつかむときには、分かりやすいということはありませんでした。それと、やはり証言が聞きづらい点もありました。弁護人と検察官が聞くときに、答える人の心理としては、答える人に向かって話すので、検察官に向かって話すときに聞きづらかったので、マイクの位置関係を聞きやすく使ってもらえともっと聞きやすかったと思います。

司会者

証人尋問や被告人質問について伺っているところですが、こういう人の顔を見て法廷で聞いてみたかった、あるいは、その人に聞けばもっと違ったかもしれないと思ったことはありませんか。

1 番

担当した事件の中である女性が出てきますが、その女性は、全然罪にもならないし、ただ名前が出てくるだけなんです。その女性にどういうつもりなのかと聞いてみたかったですね。何も罪にならないということが私たちには、全然分からないし、罪作りな人なのかなと思うだけでした。

検察官

調書はありますが、その人の行動が、厳密にその事件の立証に必要なかということ必ずしもそうではなかったのでしょうか、聞いてみたかったというお気持ちは分かりますね。

1 番

ちょっと、振り回された男の人が可愛そうだと思いました。

司会者

2番さんの事件では、被害者の意見陳述があったと思いますが、それについてはいかがでしたか。

2番

ちょっと、被害者はお年を召した女性ということもありまして、わざわざ裁判所まで来て質問を受けるというのは、同じ女性としてどうだったのかなという思いはありますね。私の担当した事件は単純な事案で、被告人も罪を認めていたので、そういう面では、量刑を決めることが主な仕事だったので、他の方の事件よりはどうかと思いますが、被害者があの場まで来て意見を述べるというのは、ちょっとかわいそうだったかなと思いました。

司会者

性犯罪の場合は、人証の難しさというものがあるのかも知れませんね。

4番の方の担当された事件のアンケートで、被告人の声が小さくてとても被告人質問が聞き取りにくかったという意見があったのですが、いかがでしたでしょうか。

4番

聞こえるときと、聞こえないときがあったんですけども、下を向いてぼそぼそと話すのでよく聞こえませんでした。検察官からの質問に反抗する場面も何度かあったのですが、そのときだけは検察官の方を向いて大声だったのでよく聞こえましたが、全体的には声が小さかったです。その他には、共犯者のほうが、先に刑期が10年と確定していましたが、30歳を過ぎて被告人の言いなりになって死体遺棄を手伝うとかしたことについて、30歳を過ぎた一般人の女性がそんなことをするのかという言い方だったので、女性の方からの意見も聞きたかったです。

司会者

これも分離してやっていたので、共犯者の女性の話も聞いてみたかったという案件になりますね。

それと、被告人質問のときに皆さんに質問を促されたことがあったと思いますが、それについて、もっとこうしてくれたら話しやすかったのにとかの感想はありますか。

4 番

ちょうど聞きたいことがあって、評議の席でも意見を出したのですが、最後にあなた聞いてくださいと言われたので、裁判長に代わりに聞いてくれるよう頼んでそうしてもらったので、私としては助かりました。法壇の上からは緊張して声にならないと思いました。

1 番

私は、被告人質問をしました。被告人の顔を見ながら質問をしました。被告人が私の顔を見ながら答えてくるときは、やはり怖かったです。

司会者

むしろ、裁判長が代理で質問してくれたほうが助かるということなのでしょう。か、どうでしょうかねその辺は。

1 番

目が合うのが一番怖かったですね。

5 番

被告人からすると、質問をした裁判員としなかった裁判員に対する印象は、違うだろうなとは思いましたね。ただ、やはり裁判長にお願いしちゃうと自分の言葉で聞けない、そのニュアンス的なことが違って来るだろうし、だから自分の言葉で質問しました。また、やはり質問をした裁判員の顔は覚えられちゃうだろうなとは思いました。

司会者

では次に、証拠調べが済んで、論告、弁論があったと思いますが、それについてお感じになったところをお聞かせください。

4 番

弁護人の弁論は、被告人が自白していたせいなのかも知れませんが、弁護人は幼いころの育ち方を言ってきましたが、でも、30過ぎの男が幼いころにどう育ったかなんていうことは、事件とはあまり関係ないだろうと思っちゃうんですね。そういうところを出してきて短い刑を主張してきましたが、かえって、そういうことを出さないほうが心証は悪くならないと思いました。

2番

私は、反対に同情的になってしまわずかったのかなと思いましたが、私が被告人に質問をしたときに、被告人が涙ながらに反省していることが聞けて、弁護人の方が、その被告人の生い立ちや生活状況を述べて、量刑をこのくらいにという心情はすごくよく分かりました。4番さんや私のように異なる考えの者がいて、裁判員の意見がたくさん出て最後に相当な量刑が出て、ちょうど裁判が良くなるものと信じています。

4番

養護施設とかに預けられた人は世の中にたくさんいるわけですが、じゃあそういう人は全部悪いことをするのかということになるわけですね。悪いことをした人もちゃんと更生している人もたくさんいるわけですから、それはあまり関係ないというのが私の意見でした。

2番

いろんな意見が出る方がいいんじゃないかと思って意見を述べました。

司会者

それでは最後に、公判審理全体を通じて何かおっしゃりたいことはありますか。ここだけは注意してほしいというようなところがあれば是非お願いします。

5番

証人として呼んでもらいたいなという人がいた場合に、その意見を聞いてもらえる場所があってもいいと思います。私の担当した事件では被害者がいて嘆願書を出してきて、犯人を擁護するようなことがありました。このような場面では、

実際にその被害者に聞いてみたいと思うようなことがありました。裁判中にあの人の話が聞いてみたくなったような場合に、その意見を出せる場所は、現在ないんですよね。

検察官

実際に始まってから、あの人を証人として呼んでくれというのは制度上もかなり難しいと思います。

5 番

仮に制度としてあってもいいかなとも思いますが、裁判所としてはいかがでしょうか。

裁判官

要するに、審理日程をもう少し弾力的にして、証人も途中で呼べるような制度にすべきだというご提案ですね。

司会者

今後の審理日程を考えると参考としたいので、調書じゃなくて証人がよかったかなあというのが特にあれば、お聞かせいただきたいのですが。

4 番

私の担当した事件は、既に刑が確定している共犯者が懲役10年で、被告人が懲役17年という事案でしたが、共犯者にしてはだいぶ重いし、被告人の刑はもっと重くてもいいんじゃないかなと思ったんですが、その辺の話が見えないので、共犯者がどこまで関わったのか分からなかったので話が聞きたいとは思いました。

検察官

その場合、共犯者を証人として聞きたいと思われたというのは、共犯者の供述調書では聞いているが、その他にも証人として聞きたいと思われたのか、それとも供述調書を聞くのをなしにして、証人として聞きたかったということですか。

4 番

供述調書では聞いていますし、たぶん本当のことだろうと思いますが、本心と

というのは顔を見ないと分からないじゃないですか。だから聞いてみたいと思いました。

検察官

供述調書と証人として聞くのも両方あったほうがいいということですか。

4 番

そうですね。それと、同じ裁判員が両被告人の裁判に立ち会えたらもっといいのかなとも思いました。

(守秘義務について)

司会者

次に、守秘義務については、選任されたときにいろいろと説明を受けたと思うんですが、具体的な内容についてイメージできたかどうかについて伺いたと思います。

3 番

こういうのは言っているのか悪いのか悩んでいましたが、他の人と話すと遠い世界の話だと思っているようで、盛り上がりず、どうだったのと聞いてくる人もいないので、無理して話さないようにする必要もありませんでした。

6 番

どの辺までが守秘義務の範囲なのかの判断が難しいですね。どこまでだったらいよいよみたいなものが分かりやすく示されていけばいいかなとも思いました。そうすれば守秘義務の負担がもう少し軽くなると思いました。ただ、裁判員になったことを公表しないので周りから聞かれることもありませんでした。

3 番

新聞に載ったようなことはいいわけですよ。

司会者

そうですね。法廷内であったことは、全部オープンになっていますからいいで

すよ、評議室内のことはだめですよというふうな括りになっていますね。

2 番

私の場合は、周りの人が気を遣ってくれて、裁判員に選ばれたって聞いたけど何も言っちゃいけないんでしょとか言ってくれることはあります。また、裁判員になったということを書いていいのと注意されることもあります。やはり、線引きが私自身よく分からないところがあるんですが、私よりも裁判員経験のない一般の人のほうが、言っちはいけないと思っているようで、一般の人が線引きを分からないというところが問題だと思いました。

7 番

一般の人は、何にも言っちゃいけないと思っているようで、今回も意見交換会に来るとことを説明するのに苦労しました。あまりにも言っちゃいけないということが高じてしまうと問題があるかなと思いました。私は、裁判所からのパンフレットなどを読んで、ある程度守秘義務の範囲も理解していたつもりですが、ただ、世間相場では、絶対、自分が裁判員であることも言っちはいけない理解になっているようです。

司会者

そうすると、周りの方が気を遣っているということになりますかね。

3 番

私は、逆に、これから裁判員を経験される人のためにも話したほうがいいんじゃないかとも思います。もちろん言っちゃいけないことは言いませんが、選ばれてこんなことをやったんだよと話しておけば、安心して来られるんじゃないかなと思いました。

5 番

私なんかと思うのは、表立って言うことがいいことばかりではないということです。興味のある人は、やはり出たいらしくて、何でこんな奴が裁判員に選ばれて私が選ばれないんだという人がいるんです。

1 番

私が、裁判員に選ばれたことを主人に話したら、俺がやりたかったとうらやましがられました。

5 番

興味を持たれてる方には、守秘義務を守った上で話をするのがいいのかなと思いました。

司会者

皆さん御自身が守秘義務が負担になって思い悩んだということは、あまりないように感じられたんですが。

5 番

私が思うのは、何でこんなに守秘義務で大騒ぎするのか分かりません。たとえどんな仕事をしてても守秘義務は絶対あるわけですから、仕事上で知り得たプライバシーの話などはしゃべっちゃいけないのは当たり前の話ですから、裁判員の仕事としてもあって当たり前ですから、大きな問題として新聞社の方が何かプレッシャーを与えるほうが問題かなと心配になります。

司会者

守秘義務に関しましては、皆様そんなに問題を感じておられないということは分かりました。ただ、線引きがはっきりするように具体化できればいいのかなという感じは持ちました、また、一般の方に御理解いただくために私たちも工夫していきたいと思っています。

(これから裁判員裁判に参加する市民の方へのメッセージ等)

司会者

それでは、時間も押してきましたので、これから裁判員に参加する方のために皆様から一言ずつ頂きたいと思います。

5 番

他の皆さんも、もう一度裁判員候補者に選ばれたらもう一度やってみたいですかと、裁判の最後に聞かれた経験もあると思いますが、とても複雑な感情ですね。決して負担の軽いものではないし、個別の職場環境の違いもあるし、もう少し社会の理解が深まった段階で参加をしていきたいなというのが感想です。私は、制度が始まって2年目でしたから、まだ初期の状態でしたね、職場においても先人がいなかったわけで、その中で職場の理解を得て裁判員として出てきたわけですが、もう少し出やすい環境がだんだん作られて来るんじゃないかと期待をしつつ、皆さんにお願いをしたいと思いました。理解のある職場にいればいいですが、理解がなければ断るしかない、日数が経つことによって経験者が増えて普通にみんなが裁判員になってくれればいいなと思います。

#### 4番

一言で言えば、案ずるより産むが易しです。これは、裁判官のナビゲーションがすばらしいので、全然分からなくてもそのままついて行けば最後までやり通せるはずです。ナビゲーションにも書いてあるし、ビデオにも出ていますが、その辺の広報が行き渡っていれば、心配しなくても良いことが分かると思います。

#### 3番

やったことは、良い経験になりました。公判前に専門家の方が枠組みを作った上で、私たちが話をするので、私たちが人を裁いているという重責を感じる必要はないと思いました。なので、裁判員はそんなに責任を感じる必要はないのかなと思いました。それと、何の知識もないのもっと早く学校でも教育した上でこういうところに来るようになれば良いと思いました。

#### 2番

裁判員裁判に参加することが、特別なことではなくて、一市民として意見を述べるのが特別なことじゃないんだということが、世間に行き渡ればいいと思っています。そのためには、裁判長が裁判員に自由に意見を述べられるような雰囲気を作るとか、意見を引き出してくれるとかの雰囲気を作ってくれるのが大事だと

思いました。私たちのときもそういう雰囲気を作ってくれたので、意見もとても  
言いやすかったです。

そこで、いろいろな意見を述べれば、後で守秘義務に関する負担もなくなるの  
ではないかと思います。

1 番

裁判員裁判は決して簡単ではないし、被告人の人生を決定づける役割なので、  
裁判員として選任されたら真剣に事件に向き合ってもらいたいと思います。  
私は、裁判員になりいろいろな経験ができてためになりました。

7 番

先日見た新聞には、裁判員裁判になってから判決の方向が変わってきましたと  
いう記事が出ていました。だから、健康であれば年齢に関係なく参加協力してみ  
たら、世間の言うことに惑わされないで飛び込んで見てほしいと思います。私も  
人間が大きくなった気がしました。

6 番

裁判員を選ぶ方法とか守秘義務の範囲だとか、世間では疑問に思っているん  
だと思います。だから、裁判員への選ばれ方についてももう少し分かるようにして、  
守秘義務の範囲なども明確にしてくれれば、不安がることもないし、中に入って  
さえしまえば、我々の疑問にも答えてくれるので、選任されたときには不安がら  
ずに自信をもって参加してもらいたいと思います。

( 新聞記者からの質問コーナー )

司会者

では、記者さんからの質問タイムとなりますが、質問がありますか。

朝日新聞

検察官の説明よりも弁護人の説明が分かりづらかったという発言がありました  
が、そのように感じた方はどのくらいおられたのか挙手で教えてもらえますか。

2 番

弁護人が分かりにくかったというより，検察官の説明がすばらしかったということになると思います。

5 番

弁護人の資料は，人となりを知ることで良かったと思いますが，もうちょっとなんとかならないの，というのが素直な感想です。

司会者

挙手でということがご希望なので，そうすると弁護人のほうが若干分かりにくかったかなと思われる方が，3番，2番，1番さんということで，特にそうは思わなかったという方が，4番，6番，7番さんということによろしいんですかね。

4 番

あれしか引き出せないんであれば，やむを得ないのかなと思います。

2 番

疑問として，裁判員裁判になってから量刑が重くなる傾向にあると言われてますが，どうなんでしょうか。

司会者

その辺の全体的傾向は，もう少し様子を見ないと分からないと思うんですが，また，犯罪の種類もあるのでもう少し長期的に見ないと分からないのかなと思います。

朝日新聞

弁護士さんに対して質問ですが，ただ今，弁護人の説明が分かりにくいという挙手による意見がありました，弁護士会を代表する立場でどういう意見がありますか。

弁護人

弁護士としては，真摯に受け止めなければいけない意見だと思います。弁護士会としていろいろな研修をやっているところですが，研鑽を重ね弁護士会を挙げ

で対応していく必要があると思います。この意見は持ち帰って、弁護士会の刑事弁護に関する委員会や執行部で検討していきたいと思います。

#### 朝日新聞

先ほどの挙手された中に、弁護士側の意見がもう少し分かりやすかったらもう少し量刑に反映されたのではないかとこの意見をお持ちの方がいたと思いますが、それについての御意見を頂きたいと思います。

#### 5 番

量刑云々については、分かりませんが、証人の使い方を弁護人のほうで考えてくれば、人となりの部分については、もうちょっと引き出せて、考える配慮の一部にはなったのではないかと思います。

#### 3 番

どちらに差があったということはないと思いますが、ただ、検察官と弁護人で立場の違いとか主張の違いなんでしょうけど、検察官は資料もバッチリで淡々と話されてすごいと思ったんですが、弁護人は資料も少なめだし、書いてあることも分かっていることだけですし、内容もちょっとというところというのが印象の違いとなったのだと思います。

#### 司会者

今回の意見交換会に参加された方が関与された事件は、弁護側としては情状立証だけの事件だったので、そういう意味では、公訴事実を争うものではなかったということを前提に、今の意見は聞いていただくことが必要かも知れませんね。

#### 産経新聞

先ほど、今回の事件は、情状面の争いが主だったという話がありましたが、皆さんが次に裁判員になったときに、有罪、無罪を決めたり死刑判決が出る可能性のある裁判、あるいは100日の長期にわたる裁判に参加する状況になったとき、法曹三者に何か求めるものがあるならばそれをお聞きしたい。

#### 司会者

まず、有罪、無罪が争われて死刑が求刑されるような事件について、何か制度上要望したい点があるかということが一つと、それと審理の期間が100日にもなってしまうような事件については、こんな配慮が必要なんじゃないかという二つに分けて質問を聞いてもらったほうがいいと思います。

まず、最初に有罪、無罪が争いになるような事件の裁判員に選ばれときにはどんな要望をしたいか自由な御意見をお聞かせください。

3番

顔を覚えられて、仕返しのことを思うので、顔を覚えられないようなことの配慮があればと思います。

4番

検察側のほうでは、我々の判断しにくい状況証拠じゃなくて、確定するところまで調査されて、判断できる材料を持ち込んでもらいたい。

司会者

100日とか拘束される裁判員裁判の場合の御意見があればお聞かせください。

4番

仕事を持っている人とフリーの人がいると思うんですが、裁判によってはフリーな人を選ぶことができれば何とかなるだろうと思います。

5番

ごく普通に私たちの年代は、仕事を持っていますので、平等性の観点からそういう選び方はどうなのかなと思います。

産経新聞

有罪、無罪を争うような事件の裁判員候補になった場合に、進んでやってもいいと言えるかどうか、実際に裁判員を経験された上でそう思える方がどれくらいいるか、そう思われる方は挙手をお願いします。

司会者

できれば避けたいなと思う方は、4番、5番、7番さんですかね。他の方はや

るといふことでしょうかね。

産経新聞

1週間を越えるような場合に難しいという方は、どのくらいおいででしょうか。

司会者

とりあえず、1箇月くらいの場合難しいという方はどのくらいおいででしょうか。

5番

日程の取り方にもあると思うんですが、週のうち何日ということであれば可能な方もいると思うんですが。

司会者

それでは、仮に週4日で1箇月続いた場合はどうでしょうか。

5番

私にはできません。

3番

週4日は厳しいです。

読売新聞

裁判員裁判の国民への周知について伺いたいですが、5月で3年を迎えるわけですが、周りの人に知れ渡っているかどうか、知れ渡っていないと感じるとすれば、守秘義務についてとか裁判員の選ばれ方についてとか、こういうところが知られていない、こういうところが周知されればもっと裁判員がやりやすいと思うというところがあればお聞かせいただきたい。

司会者

周りの人が、裁判員制度をほとんど理解していないと思われる方はどのくらいおいでですか。

1番、3番、4番、5番、7番さんとずいぶんおられますね。

特に周りの人が、こういうことが分かっていませんよということがあれば、そ

れを聞かせてもらえますか。

3 番

裁判員裁判は，別世界のことと思っている人が多いですね。

2 番

裁判員候補になったという通知が来たことすら話してはいけないと思っている方がいて，実際に私の周りに3人ほど通知が来た人がいて，そのことも言ってないんです。守秘義務のことがあまりにも前面に出されてしまって，一般的にその辺もあってつらいのかなと思います。

5 番

守秘義務という言葉を変えることがあってもいいのかなという気もします。

6 番

行政の広報のなかで，守秘義務などの中身を宣伝してもらえれば，選ばれたときもそんなに不安にならないと思います。

3 番

中学校などでの教育の中で広めていってほしいですね。

4 番

裁判員制度スタートの時は，ずいぶん広報があったと思いますが，最近広報が少なくなったと思います。

2 番

二，三日前の報道の中に経験者に負担感の意見を聞いたところ，6割の方から負担感があったとの回答があったというものがありましたが，そういうふうに聞いてしまうと，一般の人は自分にはできないと思ってしまうと思う，その負担感というのは，守秘義務のことではないように思いましたが，そういうふうに報道されてしまうと，これからの人が尻込みしてしまうのではないかと思うんですが，これは，一般的にその報道が足かせになるのかなと思いました。

6 番

仕事，特に会社員については本当に負担になると思います。1日分の仕事を取り返すのに4日かかるので，4日もあると精神的にも肉体的にも取り返せないような負荷がかかってきてしまうと思います。

3番

負担感という言葉が，一緒くたになってますが，ほんとに大変な人と負担感を感じてもいい経験になったと思う人もいると思うので，その6割の人全部が否定的な負担感と感じているのではないと思います。

司会者

今日おいでいただいた方には，本当に真剣に取り組んでいただいて，負担はあったと思いますが，貴重な経験になったというふうに感じていただけて，ありがとうございましたと言わせていただきます。

朝日新聞

裁判員裁判になってから，検察官と弁護側で差がついたのかなと感じたんですが，検察官のほうの方が分かりやすかった方の人数を確認したいんですが。

2番

そういうところをクローズアップされてしまうと，心情的なところもありますので。

5番

皆さん個別の案件を扱っているわけなので，ただ，私の場合は検察官の方が分かりやすかったというだけです。

朝日新聞

もちろん，それだけで挙手していただきたいんですが。

司会者

経験者の方たちは，単純にどちらがということは中々言いにくい感覚なんだと思うんです。ただ，5番さんの事件では，5番さんの目から見ると検察官の方が分かりやすかったということになるのだと思います。

3 番

弁護人のほうが分かりにくかったということはなかったです。

(挨拶)

司会者

本日は、長時間ありがとうございました。最後に一言ずつお願いします。

裁判官

皆さんには、真剣に取り組んでいただき本当にありがとうございました。「書証でも分かったんだけど、本音を言うと証人の顔を見たい。」という話もありましたので、そういうところは今後の審理に生かしていきたいと思います。ありがとうございました。

検察官

前日も、意見交換会に出させてもらいましたが、そのときも思いましたが、裁判員の方が非常に真摯に裁判に取り組んでいるということを改めて感じました。お礼を申し上げたいと思います。今後の立証について、我々は分かりやすい立証を目指して行かなければいけないと思っています。そのためには、検察官の役割としては、公判前整理手続において、きちんと争点を絞り証拠を準備して皆様により分かりやすい裁判を目指していきたいと思います。

弁護人

皆様からは、素直な御意見をいただきありがとうございました。個人と組織ということもありますが、被告人の人生を預かるわけですからそんなことは言ってもらえないわけで、個人であっても各自が十分やっていけるような態勢を整えたいと思います。ありがとうございました。

司会者

本日は、長時間おつきあいいただきましてありがとうございました。貴重な御意見は、これから少しでも制度を良くしていくために役立てさせていただきます。

今後とも御協力よろしく申し上げます。ありがとうございました。